

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社C出張所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年10月1日）及び資格取得日（30年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から30年1月1日まで

私は、昭和28年4月にA社（現在は、D社）B支社C出張所に入社し、厚生年金保険には29年8月から加入した。平成9年6月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支社C出張所において昭和29年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失後、30年1月1日に同社において再度資格を取得しており、29年10月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、D社の保管する人事カードの記載内容並びに当時の申立人の親方及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、退職することなく当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の親方は「申立期間当時は、6人から8人の班組織による請負事業体制であったが、6か月ごとに、班員の各人と会社が書面により雇用契約を結んでいた。」としており、「申立人は、申立期間に仕事を休んだこともなく、一生懸命働いていた。当時は、事務担当者は一人だった。保険料は、

会社の事務担当者が差し引いた上で私に工料として払われ、私が班員に給与を渡していた。特に、申立人の保険料を差し引かなかったと言われたことも無く、私の班で申立人だけが厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によれば、他の班員はいずれも被保険者記録が継続していることから、申立人についても他の班員の保険料と同様の取扱いがなされたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から13年8月27日まで
平成9年5月から勤めていたA社では、標準報酬月額がずっと59万円であったのに、社会保険庁の記録を見ると、申立期間が9万8,000円となっている。標準報酬月額が急に下がることはあり得ない。正しい記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成13年8月27日の約2週間後の同年9月12日に、12年8月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は取締役であったが、複数の元同僚から聴取したところ「土木建築工事の現場担当だった。社会保険関係の業務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。